

技術検討委員会資料

説明資料

平成25年3月22日



国土交通省 九州地方整備局
国土交通省 大阪航空局

方法書に対する一般意見及び知事意見の件数

項 目	一般意見	県知事意見	計
全般		1	1
対象事業の工事計画の概要	1		1
環境影響評価の項目	1		1
大気環境	1		1
大気質	1	1	2
騒音(航空機騒音)	7	3	10
騒音(工事の実施に係るもの)	1		1
低周波音	1	1	2
振動(工事の実施に係るもの)	1		1
水質	1		1
動物、植物		1	1
人と自然との触れ合いの活動の場	1		1
その他	10	2	12
合 計	26 (延べ意見数33)	9	35

1. 全般



意見(県知事)

環境影響評価に当たっては、本事業が既設空港の滑走路増設事業であることを踏まえ、現在の環境がどのように変化するかを予測・評価し、環境影響評価図書にわかりやすく記載すること。

対応方針(案)

現在の環境が事業実施に伴いどのように変化するかを具体的かつ一般の方々に対しても分かり易く表現する。

2. 対象事業の工事計画の概要



意見(一般)

滑走路増設工事における騒音対策については、最大限に配慮された工事手法としてほしい。

対応方針(案)

事業者の実行可能な範囲で低騒音型建設機械の使用など
環境に配慮した工事手法とし影響の回避・軽減に努める。

3. 環境影響評価の項目



意見(一般)

空港への交通量と空港への送迎も含め、待合車混雑及び沿線交通量増による渋滞の環境影響評価と検討についても実施するのか。

対応方針(案)

環境影響評価項目の追加は行わずに、参考値として、東側ターミナルビル前一般道路について、簡易な手法で実施する。

4. 大気環境

意見(一般)

大気環境調査は、季節や天候を考慮し、曇天あるいは雨天時の調査を行ってほしい。

対応方針(案)

大気環境(大気質、騒音、低周波音、振動)の調査は、マニュアル等に準じ適切に実施する。

大気質	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月 建設省都市局 監修)に準じ、四季の各一定期間測定を行う。 (NO2及びSPMは1週間、降下ばいじんは1ヶ月間)
環境騒音・ 道路交通騒音	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月 建設省都市局 監修)に準じ、秋季の2日間測定を行う。
航空機騒音	「航空機騒音測定・評価マニュアル」(平成24年11月 環境省)に基づき、夏季と冬季の各7日間測定を行う。
低周波音	夏季及び冬季の各2日間、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁大気保全局)に準じて、測定を行う。
振動	秋季の2日間、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)に基づき、測定を行う。

5. 大氣質

意見(県知事)

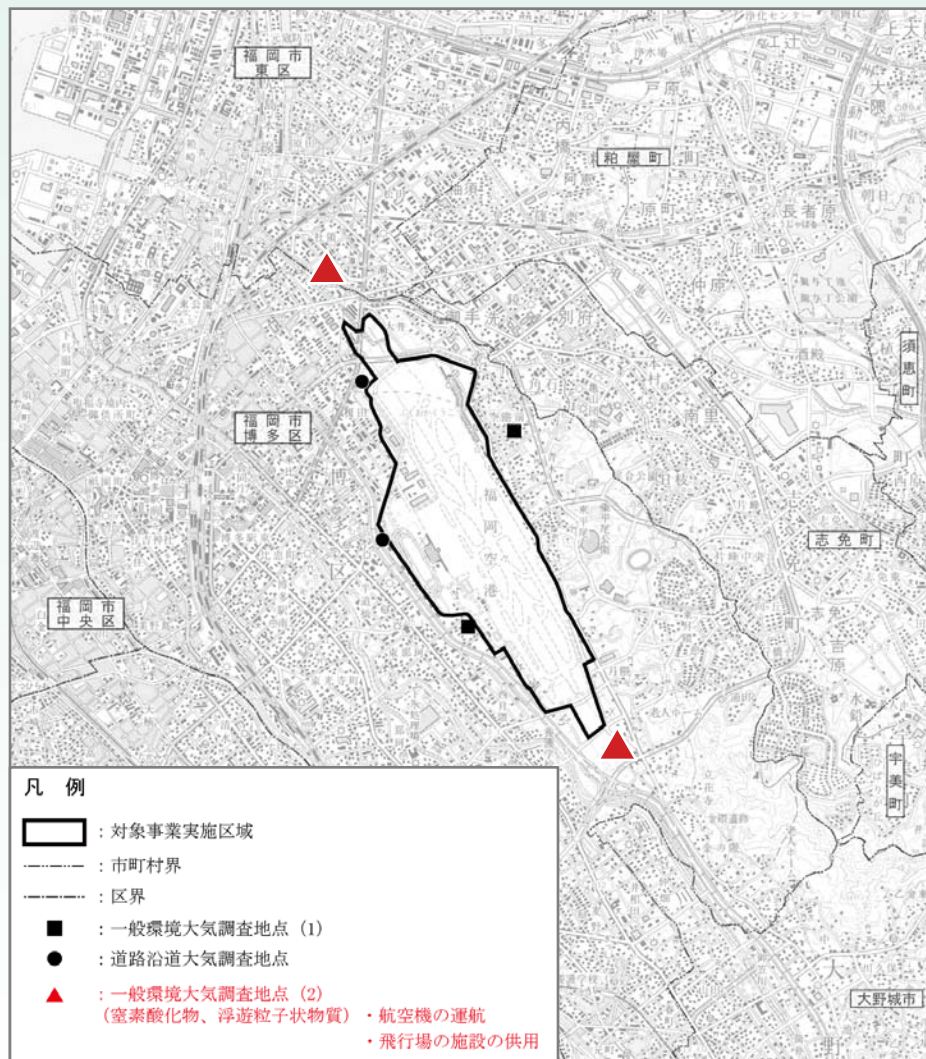
航空機の運航に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、空港や飛行経路の周辺地域への影響が考えられることから、飛行の経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮し、適切な調査地点を設定すること。

対応方針(案)

空港の南北に1地点ずつ一般環境
大気調査地点を追加する。

▼方法書P.197

図4.2.1-2 大気調査地点位置図(現地調査)



6. 大気質

意見(一般)

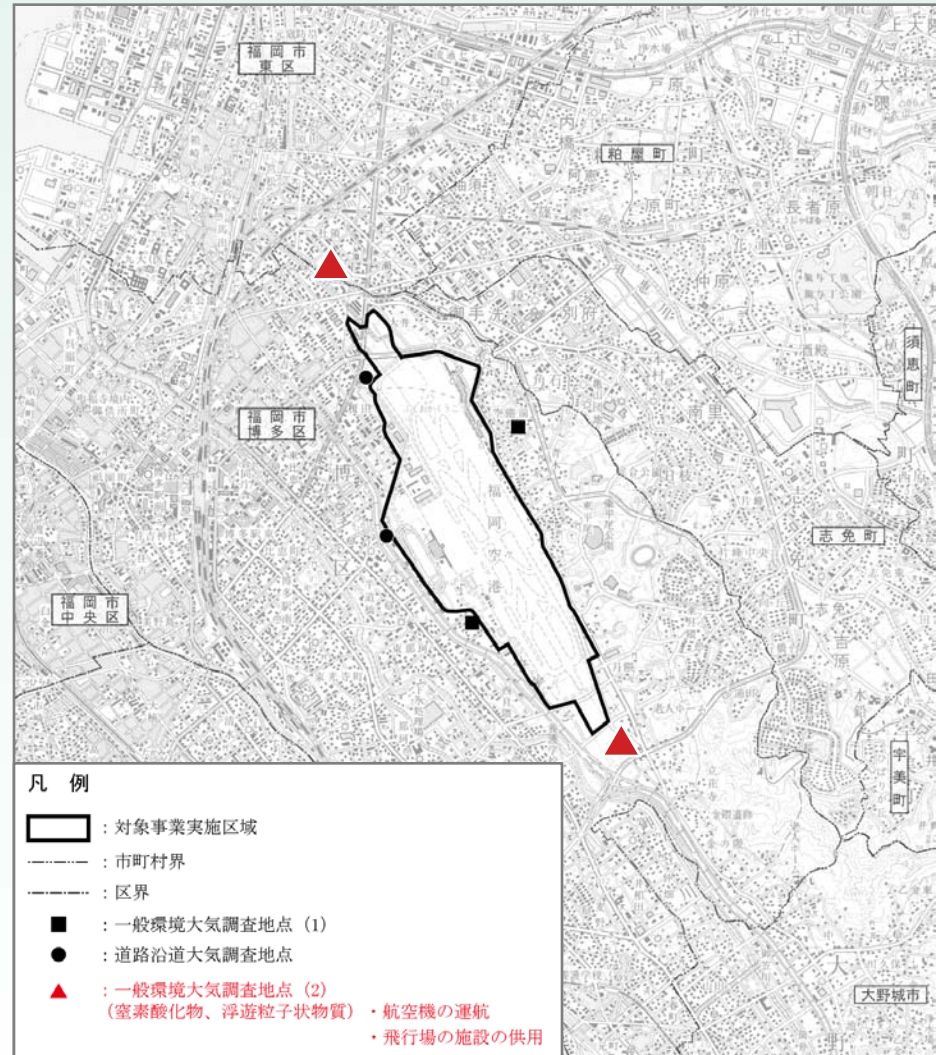
降下ばいじんに係る既設の測定箇所は、飛行ルートから外れている吉塚小学校の1箇所のみでありデータ不足である。環境アセスでの現地調査地点は、空港周辺4箇所となっているが、空港南東側、空港南側及び北側の航空機飛行ルート線上の箇所を追加してほしい。

対応方針(案)

空港の南北に1地点ずつ一般環境大気調査地点を追加する。

▼方法書P.197

図4.2.1-2 大気調査地点位置図(現地調査)



7. 騒音(航空機騒音)

意見(県知事)

航空機の運航に伴い発生する騒音については、滑走路の増設に伴い影響がより広範囲に及ぶことが考えられるため、関係市町が独自に実施している調査内容を把握するとともに、飛行の経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮した上で、関係市町内における調査地点の追加など、適切な調査地点の設定を行うこと。

また、予測・評価に当たっては、調査地点における点的なものだけでなく、面的な広がりについてもわかりやすく示すこと。

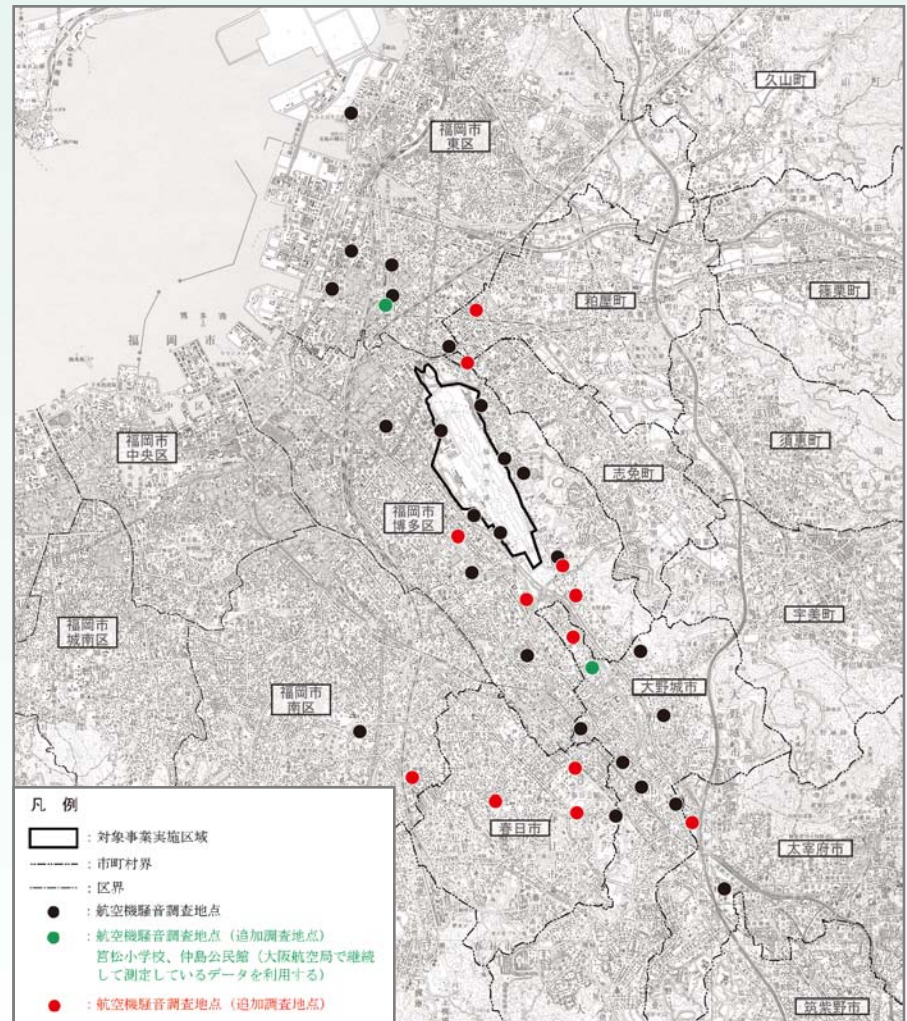
対応方針(案)

関係市町が実施している調査内容を把握するとともに、関係市町において調査地点を追加する。

また、コンター図により現況と増設後との比較ができるようにする。

▼方法書P.213

図4.2.2-4 騒音調査地点(航空機騒音)位置図(現地調査)



8. 騒音(航空機騒音)

意見(一般)

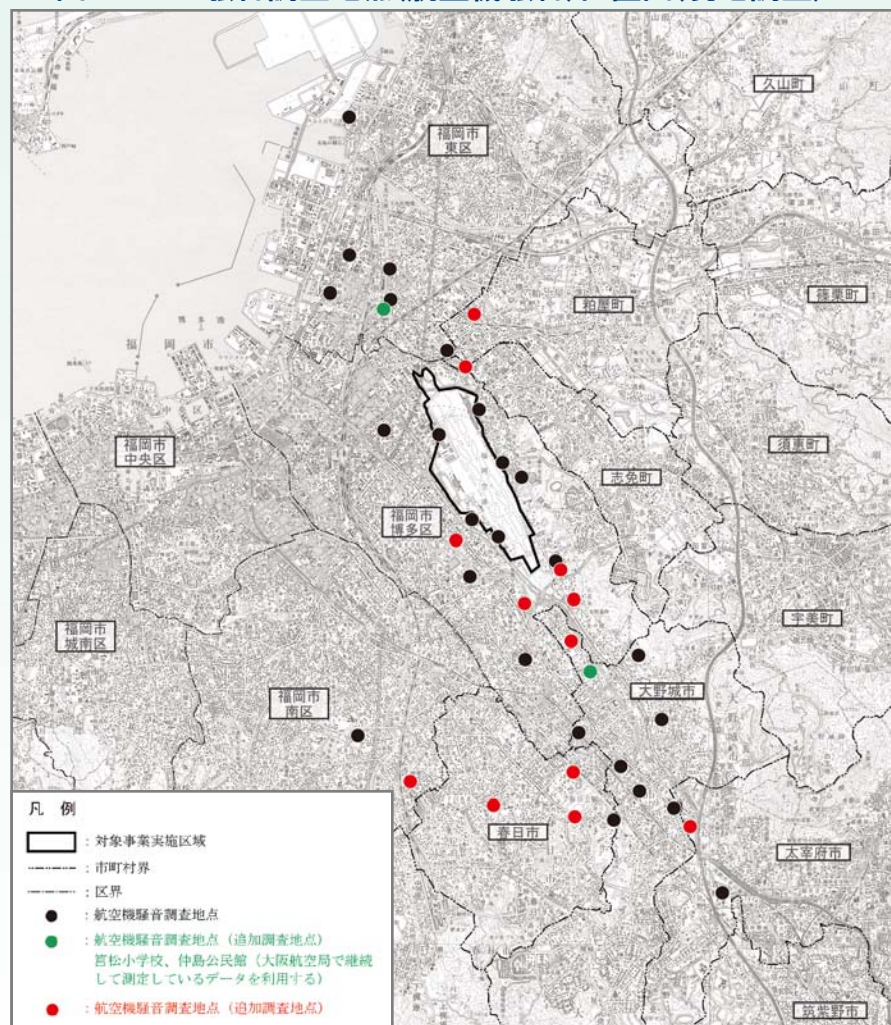
筥松小学校の上空を飛ぶ飛行機をこれ以上増やさないでほしい。筥松小学校を騒音測定場所として追加し、航空機騒音の実態を明確にするほか、増設滑走路整備後の騒音の拡がりを明確にしてほしい。

対応方針(案)

筥松小学校を航空機騒音調査地点として追加し、実態を明らかにするほか、増設滑走路整備後の騒音の影響についても適切に予測・評価する。

▼方法書P.213

図4.2.2-4 騒音調査地点(航空機騒音)位置図(現地調査)



9. 騒音(航空機騒音)

意見(一般)

航空機騒音(自衛隊機含む)に係る
測定地点を増やし、測定結果について
は公開してほしい。

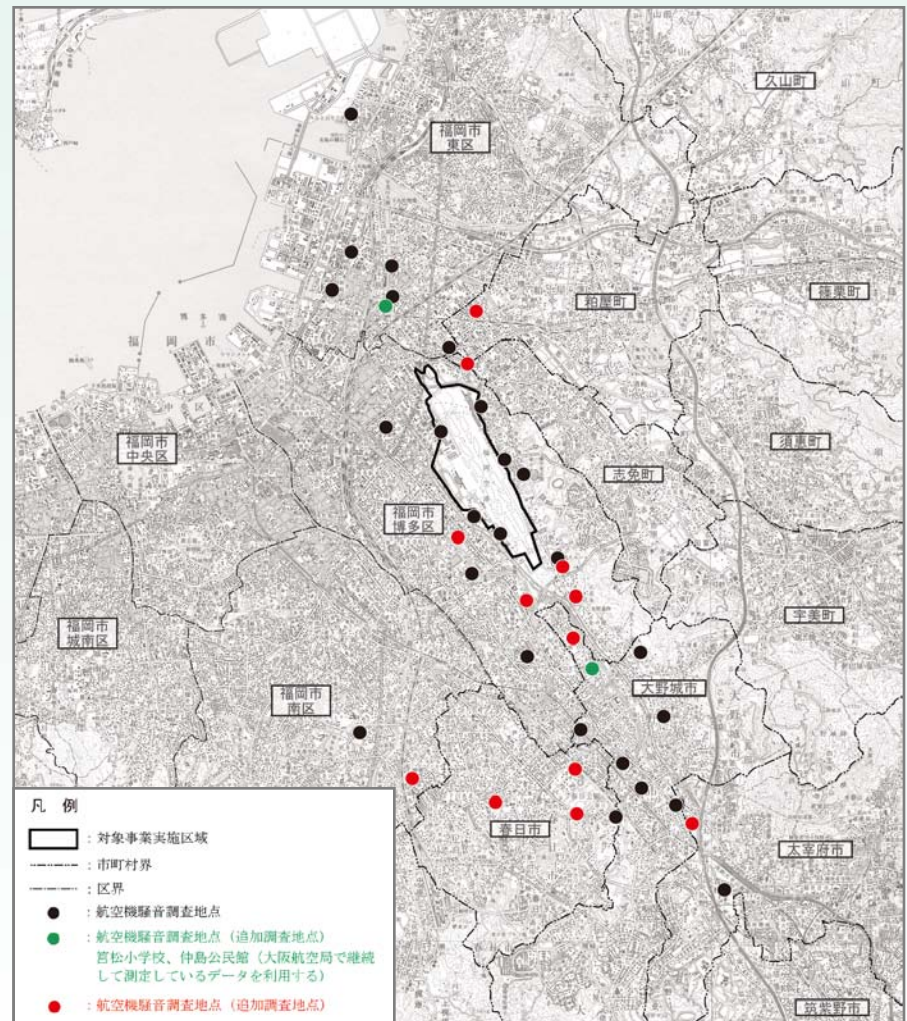
(春日市役所、春日公園、
金の隈地区、西月隈、東那珂、
隅田地区、月隈6丁目)

対応方針(案)

航空機騒音調査地点を追加し、準備
書において測定結果を公開する。

▼方法書P.213

図4.2.2-4 騒音調査地点(航空機騒音)位置図(現地調査)



10. 騒音(航空機騒音)



意見(県知事)

航空機騒音の予測に用いたモデル式及びパラメーター、予測精度の確保のための手法、予測条件である飛行経路別の機種及び便数等については、準備書に具体的にわかりやすく記載すること。

対応方針(案)

他のアセスの事例も参考にしつつ検討し、準備書に記載する。

11. 騒音(航空機騒音)



意見(県知事)

航空機騒音に係る評価指標がWECPNLからLdenに変更されることから、予測・評価についてはタクシーイング(地上走行)やアイドリングなどの地上騒音を含めて適切に実施すること。また、改正前の評価指標を併用するなど、既存データとの比較検討ができるようにわかりやすく整理すること。

対応方針(案)

地上航空機騒音を含めたLden値について、環境省制定の「航空機騒音測定・評価マニュアル」を踏まえ、適切に実施する。
また、参考までにWECPNL値でも予測する。

12. 騒音(航空機騒音)



意見(一般)

航空機騒音による影響を的確に把握し、適切な環境保全措置を講じてほしい。

対応方針(案)

事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避・低減等の方策を
検討する。

13. 騒音(航空機騒音)



意見(一般)

南側からの旋回着陸の半分は、空港の東側から右旋回するルートとしてほしい。

南側からの着陸時の旋回は、春日市上空を低空飛行しているケースが殆どであるため、もっと南下してから旋回することを徹底し、指導ではなくルール化し罰則規定を設ける等、徹底を図ってほしい。

対応方針(案)

飛行経路の設定については、今後、検討・整理し、予測の前提として準備書で明らかにする。

14. 騒音(航空機騒音)



意見(一般)

飛行高度と地形形状と民家の環境影響評価もされるか。

発着回数の増加による航空機騒音の頻度増、人体への重圧やストレス等の影響評価に対しては、どのような考え方か。

対応方針(案)

環境省制定の「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づき、適切に実施する。

15. 騒音(航空機騒音)



意見(一般)

航空機の低騒音化が言われているが、早朝深夜便とも従来の騒音と変わらないことから、その実態と内容を明確にしてほしい。

対応方針(案)

早朝、深夜便についても、現況を調査し、準備書の予測の前提として記載する。

なお、航空機の低騒音化については、準備書において分かり易く説明する。

16. 騒音(航空機騒音)



意見(一般)

滑走路増設後の滑走路使用時間帯の延長は困る。

対応方針(案)

滑走路増設による航空機(定期便)の運航時間延長は
計画にないため想定していない。

17. 騒音(工事の実施に係るもの)

意見(一般)

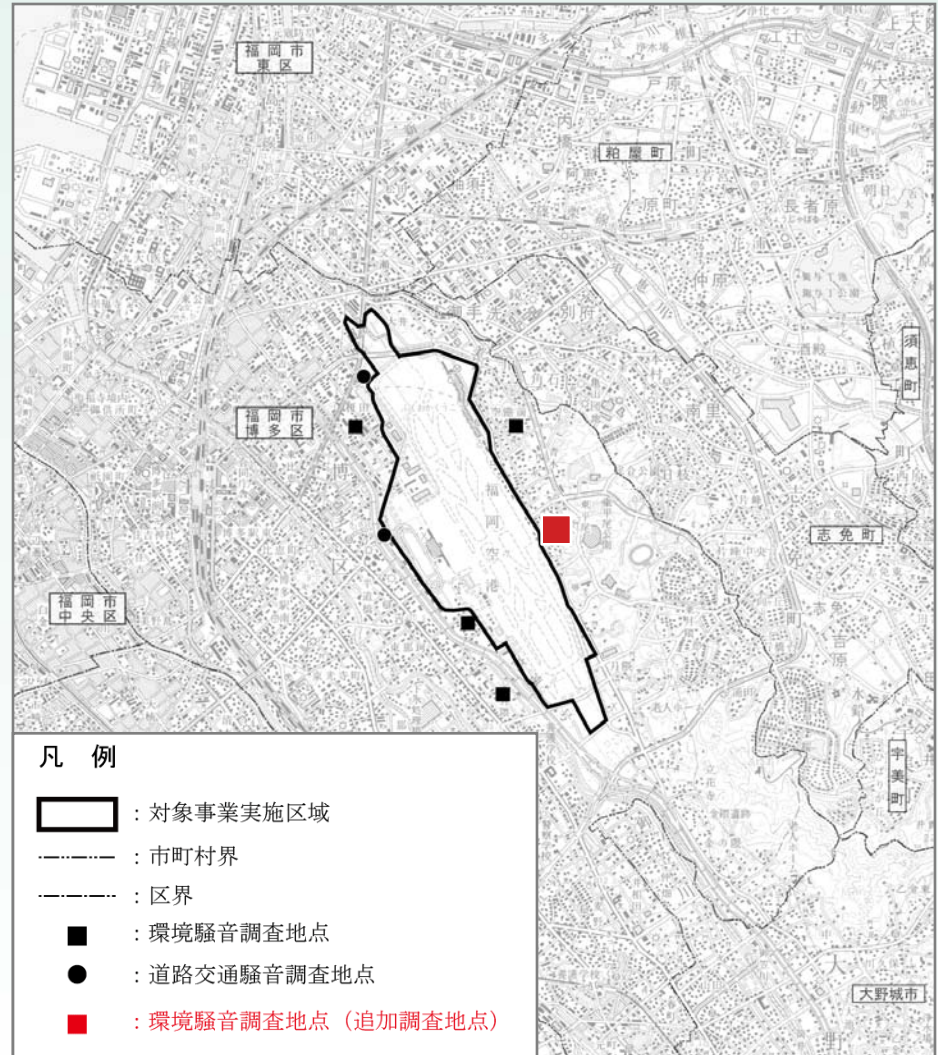
空港東側及び西側の工事等予定地域は、隣接区域内に民家があり騒音(工事の実施に係るもの)の影響があると考えられることから、現地調査地点を追加してほしい。

対応方針(案)

空港東側に環境騒音調査地点を1地点追加する。

▼方法書P.210

図4.2.2-2 騒音調査地点(環境、道路交通騒音)位置図(現地調査)



18. 低周波音

意見(一般)

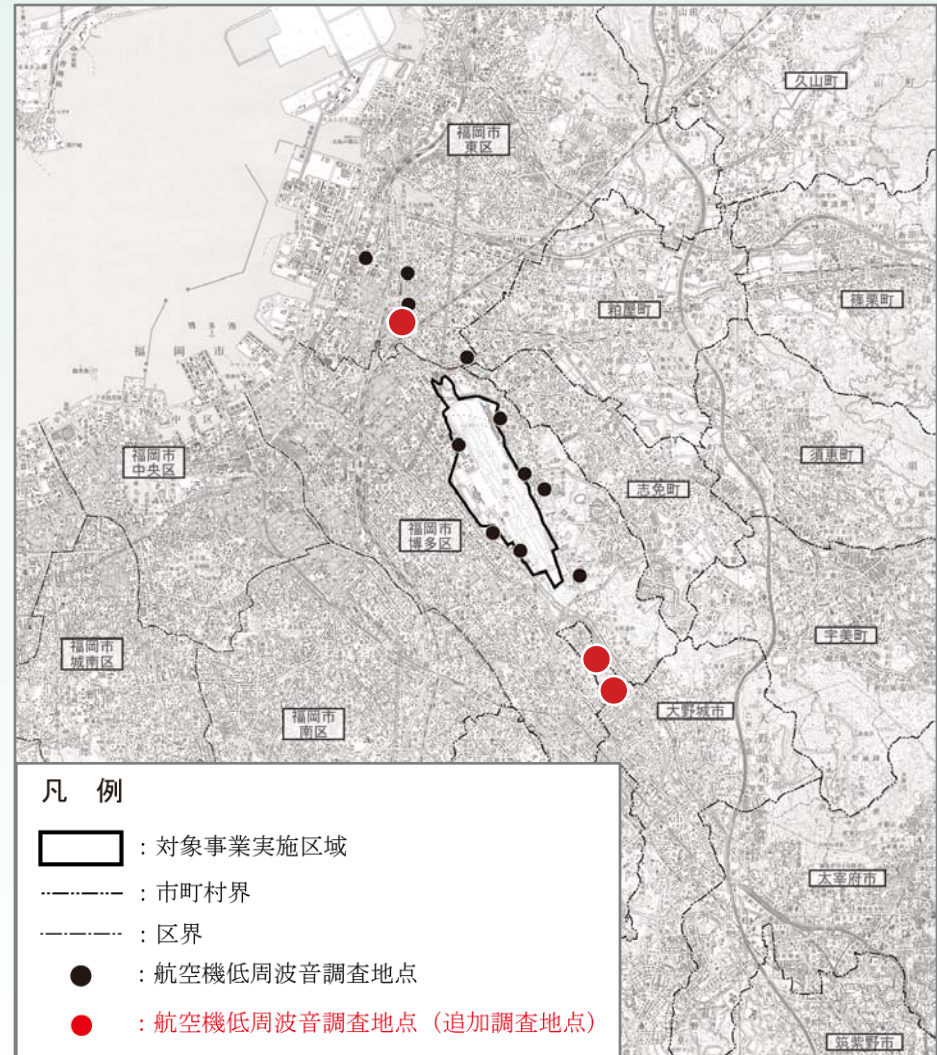
低周波音について、筥松小学校を
現地調査地点とし、測定値を公開して
ほしい。

対応方針(案)

航空機低周波音調査地点を追加し、
準備書において測定結果を公開する。

▼方法書P.215

図4.2.3-1 低周波音調査地点(航空機騒音)位置図(現地調査)



19. 低周波音

意見(県知事)

航空機の運航に伴い発生する低周波音については、予測・評価のために必要な情報を十分に得られるかを検証した上で、調査地点を追加するなど、適切な調査地点の設定を行うこと。なお、調査地点の選定理由については、その根拠を具体的に示すこと。

また、気象等の影響を受けることから、現時点で設定している測定日数が十分かどうかを再度検討した上で、必要な調査期間を設定すること。

対応方針(案)

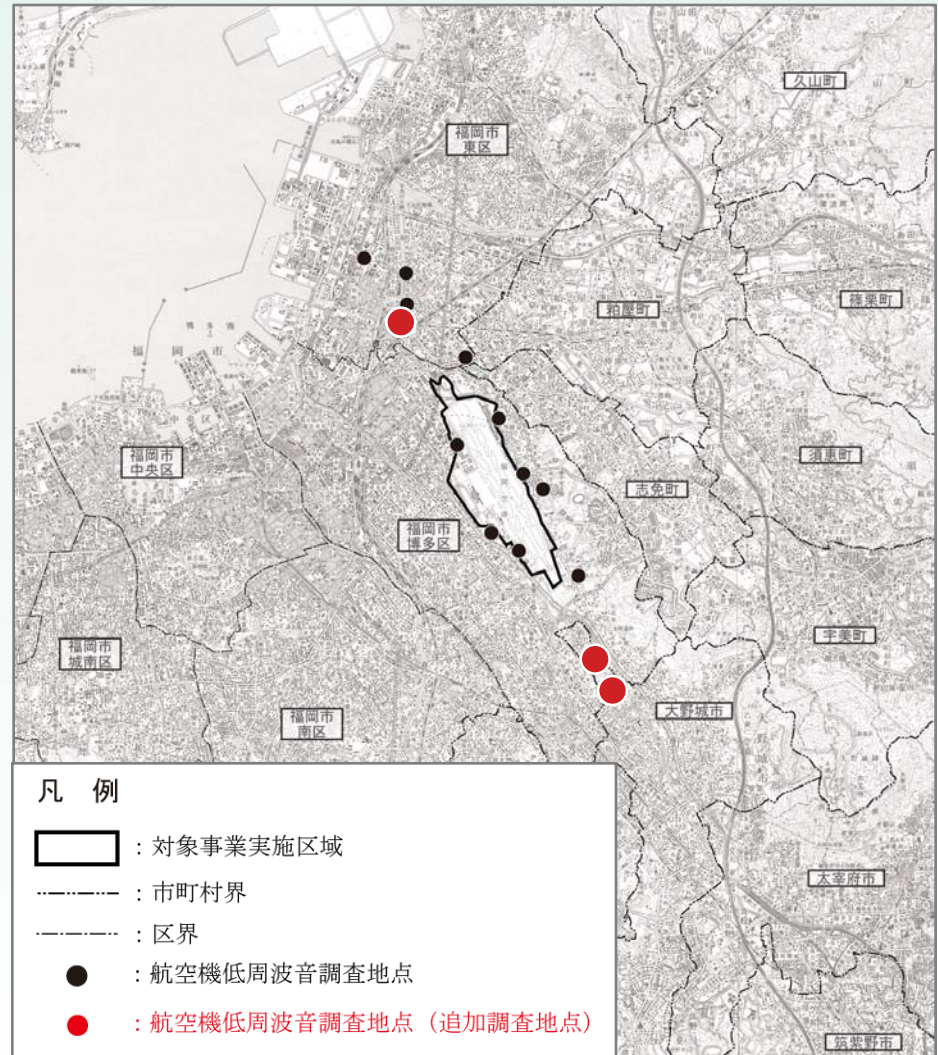
空港の北側に1地点、南側に2地点、航空機低周波音調査地点を追加する。

調査地点の選定理由は、準備書に具体的に記載する。

調査期間は、各1日間追加し夏季及び冬季の年2回、各2日間実施する。

▼方法書P.215

図4.2.3-1 低周波音調査地点(航空機騒音)位置図(現地調査)



20. 振動(工事の実施に係るもの)

意見(一般)

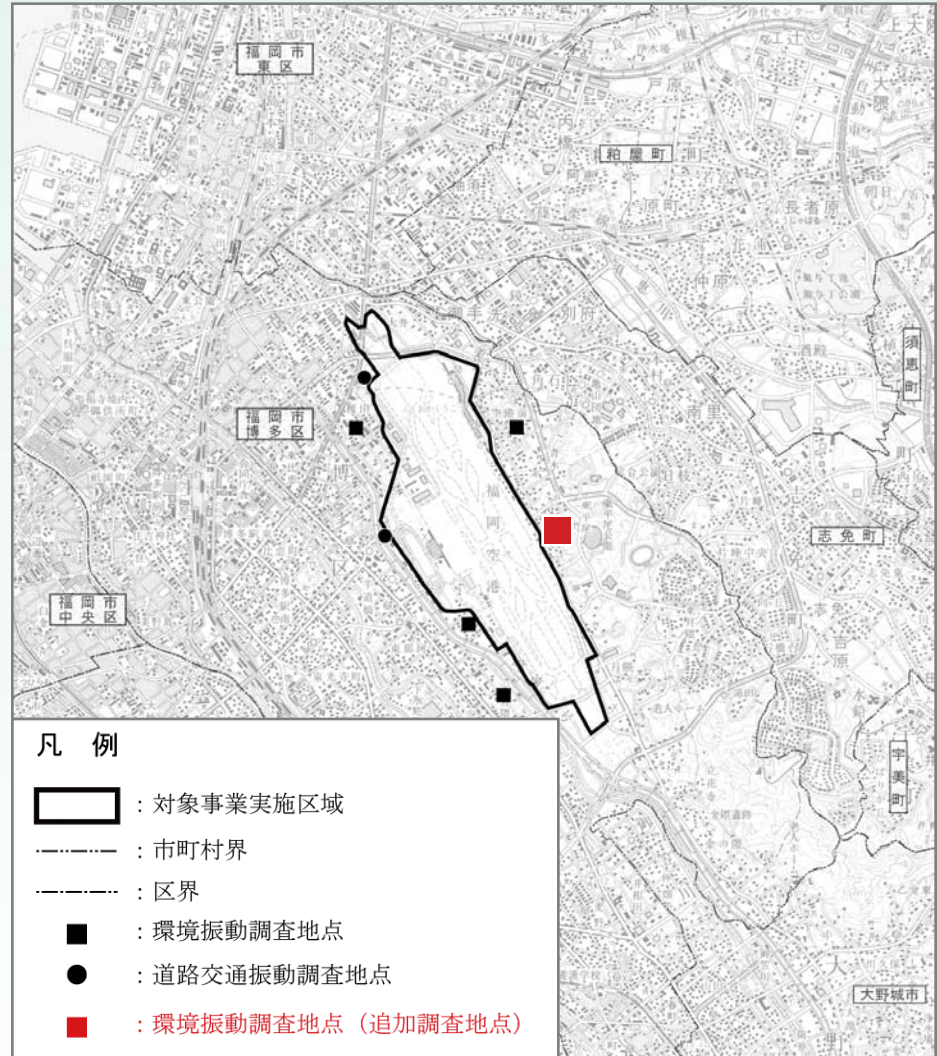
空港東側及び西側の工事等予定地域は、隣接区域内に民家があり振動(工事の実施に係るもの)の影響があると考えられることから、現地調査地点を追加してほしい。

対応方針(案)

空港東側に環境振動調査地点を1地点追加する。

▼方法書P.217

図4.2.4-1 振動調査地点(環境、道路交通振動)位置図(現地調査)



21. 水質

意見(一般)

水質調査は、空港の雨水が直接流れ込む上牟田川・吉塚新川でも行ってほしい。また、当該調査は、現時点と工事期間中に行い、完成まで毎年調査結果を公表してほしい。

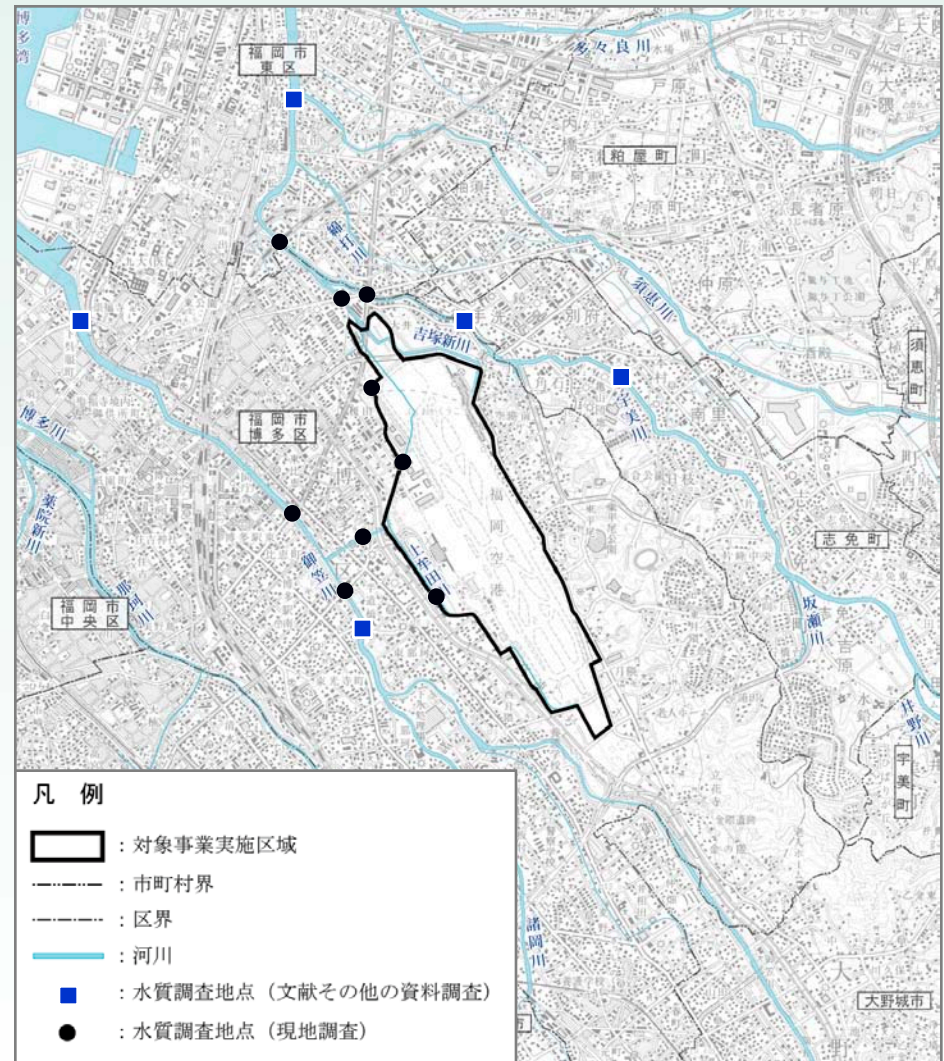
対応方針(案)

方法書に記載のとおり、上牟田川及び吉塚新川で水質調査を行い、結果を準備書等において公表する。

現地調査及び予測の結果等を踏まえ、工事期間中の調査が必要な場合は、準備書及び評価書に調査の実施内容を記載する。

▼方法書P.222

図4.2.5-1 水質調査地点位置図(文献その他の資料調査、現地調査)



22. 動物・植物

意見(県知事)

水生の動・植物、特に希少種等については、造成工事に伴い発生する土砂による影響が懸念されることから、現状の把握に努め、適切な予測・評価を実施すること。

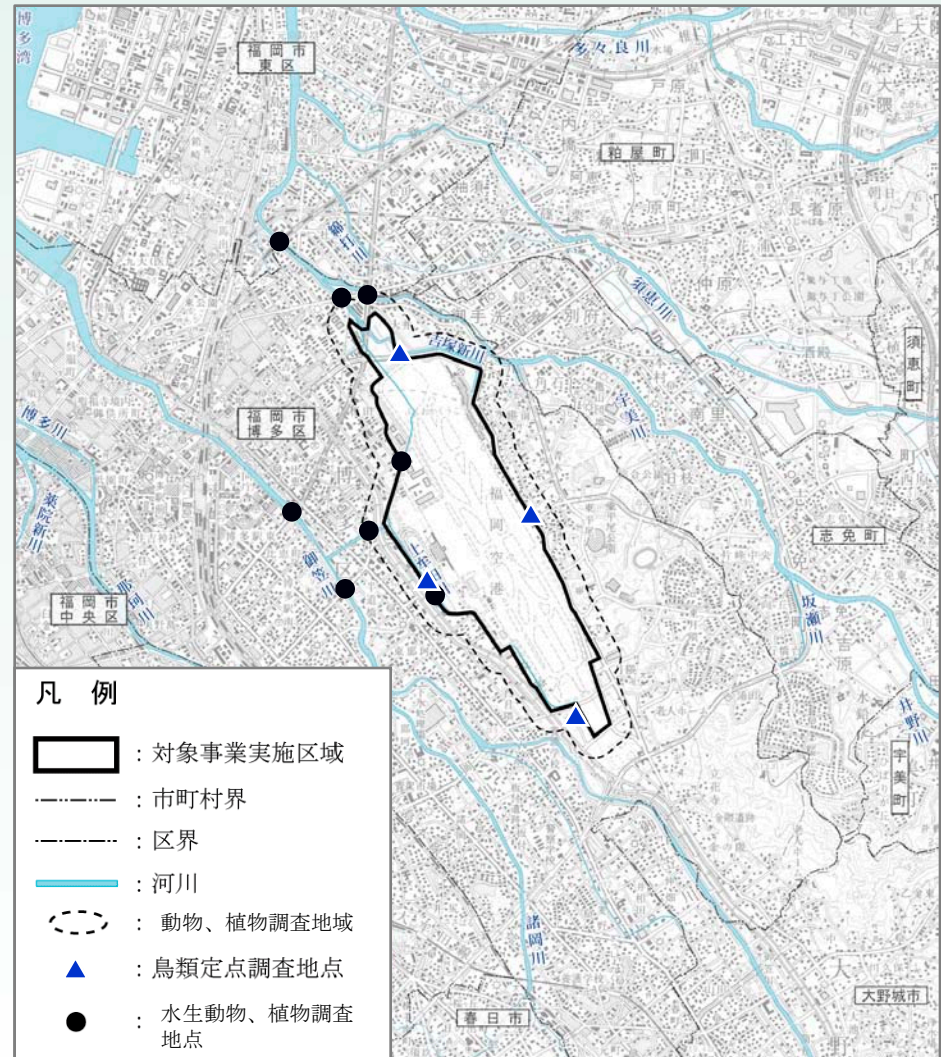
対応方針(案)

方法書に記載のとおり、**影響を予測及び評価する。**

なお、現地調査の結果、希少種等が確認された場合には、必要な対策について検討する。

▼方法書P.224 図4.2.6-1 動物調査地点位置図(現地調査)

▼方法書P.230 図4.2.7-1 植物調査地点位置図(現地調査)



23. 人と自然との触れ合いの活動の場



意見(一般)

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地域及び予測地域は、対象事業実施区域の周囲約500mの範囲とあるが、この範囲だけが、工事による影響があるとは考えられず、また、滑走路増設完了後の空港周辺状況の変化も考えられることから、調査地点の設定に当たっては、地域住民との調整を事前に行ってほしい。

対応方針(案)

既設空港の滑走路増設事業であることを踏まえ
「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき、
対象事業実施区域の周囲約500mの範囲で実施する。

調査地点の選定については、関係機関等にヒアリングを行い実施する。

24. その他

意見(県知事)

滑走路の増設に当たっては一定規模の盛土も想定されることから、これに伴う工事区域外の地形・地質への影響の可能性について検討し、必要に応じて所要の調査・予測等を行うこと。

対応方針(案)

盛土による空港用地外への影響は想定されないため、環境影響評価の項目選定は行わないものの、工事計画の具体化に伴い前提となる計画が大きく異なる場合は、改めて検討する。

25. その他



意見(県知事)

本県においては、地球温暖化対策として二酸化炭素等の排出削減に取り組んでいることを踏まえ、工事計画の策定に当たっては、低燃費・低公害型の建設機械、運搬車両の使用、効率的な施工などについて検討し、その内容を準備書に記載すること。

対応方針(案)

事業者の実行可能な範囲で環境に配慮した工事手法とし
影響の回避・軽減に努める。

予測の前提としての工事計画及び予測・評価の結果は、
準備書に記載する。

26. ～ 34. その他

意見(一般)

- ・騒音防止法による空港周辺の取得用地と騒音防止法の適用を受けられない荒廃した土地が混在するため非常に見苦しい。福岡空港の将来像を考える上でも調査検討を行うべきではないか。また、移転補償跡地の管理活用が不十分であることから、環境美化に努めてほしい。
- ・筥松小学校周辺の航空機騒音の実態を明確にし、周辺家屋の騒音防止対策を十二分に実施してほしい。
- ・テレビ画面の画像が乱れ従来の質と変わらないため、テレビ受信料補助を元に戻してほしい。
- ・防音工事の対象が建築年度で区分されるのは不平等である。防音工事のサッシが防犯用となっていないのはなぜか。
- ・滑走路増設事業により、騒音防止法の指定(1～3種)見直しの予定はあるのか、また、どのような基準で見直しが行われるのか。
- ・滑走路増設により航空機運航が増え、航空機騒音によって精神的、肉体的、財産的被害を被ることが明らかであるため、その被害に対して適切なる対処及び補償を願望する。
- ・移転補償事業について、土地取得を行う区域を見直し拡大し、後年建築された民家も対象にするなど、対策を拡充してほしい。
- ・筥松小学校上では航空機が頭上を3分～5分間隔で着陸するので、部品落下等の事故に注意願いたい。
- ・安全を保障してほしい。

対応方針(案)

(環境影響評価法は、対象事業の実施による環境影響を、調査・予測・評価するものであることから、これらの意見は、本環境影響評価法手続きの取扱範囲ではないと思料されます。)

35. その他



意見(一般)

地域住民の意見を把握し今後の町づくりに活かして行きたいため、方法書、準備書、評価書それぞれに対して提出された意見を、以前行われたPIと同様に公表されることを望む。

対応方針(案)

方法書及び準備書に対する意見は、

「技術検討委員会」資料として公表する。

準備書及び評価書においても、とりまとめて記載し公表する。

環境の保全の見地からの意見 についての対応方針(案)

○環境影響評価の項目

影響要因の区分 環境要素の区分					工事の実施		土地又は工作物の 存在及び供用				
					造成等の 施工による	一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物			◎	◎		◎	◎	
			粉じん等			◎	◎				
			浮遊粒子状物質				●	●		●	●
			騒音			◎	◎		◎		
			低周波音						●		
	水環境	水質	振動			◎	◎				
			土砂による水の濁り		◎						
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	水の汚れ							◎	
			重要な地形及び地質								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	陸生動物				◎	○			
			水生動物		○		◎		○		
	植物	重要な種及び群落	陸生植物				◎				
			水生植物		○		◎		○		
	生態系	地域を特徴づける生態系		○		◎		○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					◎				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					◎				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			◎						
	温室効果ガス等	二酸化炭素							□		
		その他の温室効果ガス							□		

◎印は主務省令に基づく参考項目で選定した項目

○印は福岡県環境影響評価技術指針の参考項目として選定した項目

□印は福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定した項目

●印は既存アセス書を参考に選定した項目

環境影響評価の項目

- ・環境影響評価の項目について、方法書からの変更は、ごさいません。

環境影響評価の調査

- ・航空機運航等に係る大気質調査地点を追加(2→4地点)
- ・航空機騒音調査地点を追加 (25→39地点)
- ・工事の実施に係る騒音調査地点を追加 (4→5地点)
- ・航空機低周波音調査地点を追加 (11→14地点)
- 航空機低周波音の調査期間を延長
- ・工事の実施に係る振動調査地点を追加 (4→5地点)

環境影響評価の予測

- ・環境の変化を分かりやすく表現するよう心掛ける。

環境影響評価の評価

- ・環境の変化を分かりやすく表現するよう心掛ける。